

令和4年3月

保護者各位

板橋区教育委員会事務局

地域教育力推進課長 諸橋 達昭

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に伴うあいキッズ利用料の取扱いについて

平素から、板橋区あいキッズ事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

区のあいキッズ利用においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校・学年・学級閉鎖に併せて施設を休業した場合等に、あいキッズ利用料の日割りに対応していましたが、保育所における新型コロナウイルス感染症に伴う保育料の取扱いが変更されたことに合わせて、あいキッズ利用料について下記のとおり同様の対応をとらせていただきます。

記

1 新型コロナウイルス感染症におけるあいキッズ利用料の日割り対象となる児童

あいキッズで有料区分（きらきらタイムA・B・S）を利用している児童のうち、あいキッズは開所しているが、濃厚接触者または陽性者となり自宅待機を要請された児童

2 日割り対象期間

令和3年6月28日（月）以降に、児童が濃厚接触者または陽性者となり自宅待機を要請された期間

※ただし、自粛協力依頼期間（令和3年7月12日（月）～令和3年7月25日（日））に利用を自粛した日、学校・学年・学級閉鎖に併せて施設を休業した日は、申請なく日割りとなるため除く。

3 自宅待機した期間の申請の方法

(1) 申請方法

「新型コロナウイルス感染症用 あいキッズ利用料還付申請書」をあいキッズにて取得、または区ホームページからダウンロードし、ご利用のあいキッズまでご提出ください。

ホームページ掲載場所：トップページ > 板橋区教育委員会 > 放課後や休業日の子どもを支える > あいキッズ事業 > 利用自粛に伴うあいキッズ利用料の減額の手続きについて

(2) 申請期限

原則、自宅待機を要請された期間終了後、二週間以内

※令和3年6月28日（月）～令和4年2月28日（月）に自宅待機した分については、令和4年3月31日（木）までに申請してください。

※申請がない場合、日割りとなりません。

<裏面へ続く>

4 あいキッズ利用料の計算方法

日割りによる当月利用料

＝月額利用料 × (当月平日開所日数 － [A] － [B]) ÷ 当月平日開所日数

[A]：自宅待機を要請された期間の平日日数

[B]：自宅待機を要請された期間の平日日数を除く閉鎖による閉所日数

※利用時間が短い場合でも、利用した場合は1日利用した扱いとなります。

※月の途中で区分変更をした場合は、利用料の高い方で計算します。

5 土曜日利用について

濃厚接触者または陽性者となり、自宅待機を要請された期間中の土曜日利用については、実際に利用した実績で利用料を決定いたします。すでにお支払いいただいている部分については、還付させていただきます。

6 日割りした利用料の還付予定時期

令和3年6月28日(月)～令和4年2月28日(月)に濃厚接触者または陽性者となり、自宅待機を要請された日数分については、令和4年5月上旬に利用料引き落とし口座へ還付する予定です。

それ以降の日割り分の利用料は、原則提出していただいた翌月以降に還付いたします。

【お問い合わせ】 ご利用のあいキッズまで